

最終案に対する意見対応一覧

No.	区分	ページ	行数	意見内容	修正内容
1	庁内	1	前文	土地利用基本計画は、直接的には国土利用計画法に基づいて策定するものであるが、県政の最上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」との整合を図りながら策定した旨の記述を加えたらどうか。他の各部局における個別計画では、そのように計画の位置づけを明確にしているものが多い。	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県土地利用基本計画の基本となる宮城県国土利用計画（第六次）も「新・宮城の将来ビジョン」に基づいているため、本計画についても、「新・宮城の将来ビジョン」についての記載を追加します。 2行目より国土利用計画（全国計画及び宮城県計画）を基本とし、「新・宮城の将来ビジョン」との整合を図りながら定めるものである。
2	庁内	2	(1)ロ 1行目	<p>【意見箇所】 少人数で効率的な農業経営及び農地管理が可能となるよう、</p> <p>【修正案】 効率的な農業経営及び農地管理が可能となるよう、</p> <p>【理由】 農地集積・集約を図る目的は、低コスト農業の実現や意欲ある担い手の競争力強化等でありませ。農地の集積・集約により、結果的に“少人数”での経営・管理になると考えられますが、それを目的にしている訳ではないため、『少人数で』という表現を削除いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 意見のとおり修正します。
3	市町村	2	(1)イ 2行目 (1)ハ 1行目 3行目	<p>2 県土利用の基本方向</p> <p>(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりの実現</p> <p>イ 都市地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 2行目に「地目転換」とありますが、一般的には「地目変更」ではないでしょうか？後述の土地利用転換とは違うと思います。 <p>ハ 森林地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 冒頭に「防災の観点から」とありますが、同じ文章中に「土砂災害や水害の低減」とあることなどから、「防災・減災の観点から」としてはどうでしょうか？ (3)安全・安心を実現する県土利用で防災・減災に触れています。） 3行目に「合わせて」とありますが、改正前の計画書では「あわせて」にほぼ統一して使用しているので修正してはどうでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 都市地域 意見のとおり「地目変更」に修正します。 森林地域 意見のとおり文言を追加します。 また、「合わせて」についても、意見のとおり修正します。
4	市町村	3	(3) 1行目	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災以外の教訓も踏まえる必要があるため、下線部分の文言などを追記してはどうか。 「東日本大震災等の地震による災害及び令和元年東日本台風災害をはじめとした風水害で得られた教訓を・」 	<ul style="list-style-type: none"> いただいた箇所の後段に、東日本大震災の教訓を生かした「災害に強いまちづくり宮城モデル」の記載があるため、御意見をいただいた部分への追記はしないこととしますが、2行目に「令和元年東日本台風災害のように」を加えます。 2行目 令和元年東日本台風災害のように、頻発化・激甚化する自然災害～
5	庁内	3		<p>東日本大震災で得られた教訓を踏まえ「災害に強いまちづくり宮城モデル」の構築①を図るとともに、頻発化・激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守り、被害を最小化する「災害に強い県土づくり」②に取り組む。</p> <p>【意見】</p> <p>① 災害に強いまちづくり宮城モデルのうち、高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策の復興事業はおおむね終了しており、今後は伝承活動が主になると思われることから、「構築」ではなく「推進」としてはどうか。</p> <p>② 県土利用の基本方針として、新・宮城の将来ビジョンに基づき土地利用を図るとしているため、新ビジョンの政策の基本方向である「強靱で自然と調和した県土づくり」としてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①について 意見のとおり修正します。 ②について 新・宮城の将来ビジョンに基づくこととしておりますが、意見部分については、第六次県国土利用計画で「災害に強い県土づくり」に取り組むこととしているため、このままとします。

No.	区分	ページ	行数	意見内容	修正内容
6	市町村	3	(3) 5行目	～検討する。 「。」が抜けている。	・意見のとおり修正します。
7	市町村	3	(5) 3行目	(5) 多様な主体との連携 ・3行目に「所有者不明土地法」とありますが、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」に修正すべきではないでしょうか。他の法律名には法律番号が明記されています。	・意見のとおり修正します。
8	庁内	4	(2)口 4行目	「不断の維持管理によって～」は「普段の維持管理によって～」の誤りではないか。	・「不断」（断えることなく）という意味なので、このままとします。
9	庁内	4	(2)口 6行目	【意見箇所】 一方で、営農営林の集団化・集約化は、効率的な経営・管理に有効な一方、 【修正案】 しかし、生産活動の効率化への偏重は、 【理由】 肥料過多による水質悪化や画一的経営による植生の単純化・貧弱化といった環境負荷の増加は、集団化・集約化した農地や森林の活用段階での問題であり、集団化・集約化のみに起因するものではないと考えます。 このため、様々な要因を統合して『生産活動の効率化への偏重』という表現に修正いただきたい。	・意見のとおり修正します。
10	庁内	5	(3)イ 1行目	(3) 自然維持地域 イ優れた自然環境の保全・再生・管理 本県の広大で豊かな自然環境を維持し、後世に引き継いでいくため、 <u>自然公園法や自然環境保全法に基づく地域指定制度を適正に運用し、違法開発等の監視強化に努める。</u> また、自然が劣化している場合は再生・保全策を講じ、野生生物の生息域確保と科学的調査に基づく適正管理に努めるものとする。 下線箇所を下記のとおり変更 自然公園法、県立自然公園条例や自然環境保全条例に基づく [理由] 自然環境保全法に基づく地域指定及び許可権限は大臣にあるため。また、県内において同法に基づく地域指定はなされていない。	・意見のとおり修正します。
11	市町村	7	表	4 地域別の土地利用の基本方向 ・上段の表は、市の名称と郡の名称で記載していますが、下段の表は、市（仙台市は区単位）と町村名で記載されています。なぜでしょうか？違和感があります。また、次のページの区分図には、市町村の名称はありますが、郡の名称が無く統一感がありません。	・表記を市町村名に統一します。
12	市町村	7	表	・地域の範囲の「郡」表記を町村名表記としてはどうか。 ・今回追加された2地域区分は市町村名表記であり、次頁の県内地域区分図には「郡」表記がないため。	
13	庁内	7	表	表中「沿岸部」町の順番を修正 市町村コード順に並び替えたほうが適切と思われるため。 (修正後) 亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町 (修正前) 山元町、亘理町、七ヶ浜町、利府町、松島町	・意見のとおり修正します。

No.	区分	ページ	行数	意見内容	修正内容
14	市町村	9	(1) 4行目	下線部分を追加してほしい。 (1) 県中南部地域 また、鉄道・港湾・空港といった <u>東北の発展を支える主要な流通の拠点も集中していることから、引き続き中枢都市機能を充実させ、東北のゲートウェイとして高いポテンシャルを有する仙台空港、仙台港及びその周辺地域の賑わいの創出を図ると共に、近接する～</u>	・意見のとおり修正します。
15	市町村	10	(3) 6行目	都市機能は石巻市を中心とした（中略）気仙沼市内湾地区を中心とする地域等に集約されている。 【意見】 本文中「内湾地区」という表現を「中央地域」に修正願います。 平成26年3月策定の「気仙沼市都市計画マスタープラン」において、「中央地域」は、産業、教育、文化、福祉等の都市機能が集積する本市の中心市街地をなす地域づくりを目指すとしていることや、令和8年度以降に気仙沼市役所本庁舎が、市内八日町（内湾エリア付近）から市内田中に移転新築することが決定していることから、「内湾地区」に限定せず、「中央地域」という表現に変更すべきと考えます。	・意見のとおり修正します。
16	市町村	10	(3) 23行目	また、リアス式海岸特有の（以下略） 【意見】 「リアス海岸」に表記を修正願います。	・意見のとおり修正します。
17	市町村	12	11行目 ～ 13行目	「ロ 市街化区域」について 改正前は「熱環境改善に資する緑地・水面の保全・創出と適切な配置により、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るものとする」としていたが、改正案ではこうした緑地の保全・創出の観点から削除されており、さらに土地利用においては、改正前の農地に加えて森林についても、「農地や森林については、グリーンインフラの一つとして、良好な都市環境形成の観点からも保全を視野に入れつつ、計画的な利用を図るものとする」とされている。 本市ではこれまで条例に基づき、市街地周辺の緑地を都市に残された貴重な自然環境として、市民の協力により「保存緑地」に指定し、半世紀にわたり保全を図ってきており、さらに「仙台市みどりの基本計画」において、保存緑地の保全の担保性を高めるため、法に基づく特別緑地保全地区への移行を目指しているところである。 今回の改正案では、緑地の保全・創出の観点が削除され、森林を利用する点が主となり、グリーンインフラの一つとして保全を視野に入れつつという文言はあるが、改正前と比較して環境に配慮する姿勢が後退しているように思われる。市街地周辺の緑地や森林は都市を支えるグリーンインフラであるからこそ、利用を前提とするのではなく保全していくことが肝要であり、本計画にもそうした点を盛り込む必要があるのではないかと考えます。	・緑地等の保全については、「3 地域類型別の土地利用の基本方向」（1）都市のイにおいて「熱環境改善に資する緑地や水面等の適切な配置等により環境負荷を低減」として、都市地域全体について記載しております。 また、P12において、区域区分ごとの土地利用の原則を記載しておりますが、用途地域、市街化区域、市街化調整区域、その他の都市地域において緑地等の保全について記載しております。 区域の性質として、用途地域、市街化区域については、都市的利用の面が強いことから、「保全を視野に入れる」という記載とし、市街化調整区域、その他の都市地域については、都市的利用の要素が弱まることから、「保全する」という記載としております。 計画全体として、環境に配慮する姿勢を後退させたものではありません。
18	市町村	13	(3)	・森林地域の土地利用においては、「防災」の観点が必要であると思われるため、「防災」の文言を追記してはどうか。	・「防災機能の発揮」を追加します。 (3) 森林地域 森林地域の土地利用については、森林が林産物の供給をはじめ、県土保全、水源のかん養、 <u>防災機能の発揮</u> ～

No.	区分	ページ	行数	意見内容	修正内容
19	庁内	13	(3)イ 3行目	<p>イ 保安林 保安林（森林法第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項による保安林をいう。以下同じ。）については、県土保全、水源のかん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることを考慮して、適正な管理を行う。とともに他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>【理由】 現在の表現だと、絶対に他用途への転用を行わないことと受け取れるが、解除の要件が整えば解除することもあり得るため。</p>	<p>・いただいた意見に係る理由も含め、文言を追加します。</p> <p>【修正案】 ～適正な管理を行うとともに、保安林の機能を損ねるおそれのある他用途への転用は行わないものとする。</p>
20	庁内	14-15	(5)イ 1行目 (5)ロ 1行目	<p>(5) 自然保全地域 自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。 自然保全地域の土地利用については、生物多様性を確保し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民にその優れた自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。</p> <p>イ 特別地区 特別地区（<u>自然環境保全法第25条第1項又は自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第17条第1項による特別地区をいう。</u>以下同じ。）については、原生林や湿原、貴重な野生動植物の生息・生育地等の指定の趣旨を考慮して、その特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。</p> <p>ロ 普通地区 普通地区（<u>自然環境保全法第28条第1項又は自然環境保全条例第21条第1項による普通地区をいう。</u>以下同じ。）については、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。</p> <p>下線部分について、「自然環境保全法」の記載を残すべきか疑問である。</p> <p>【理由】 自然環境保全法に基づく地域指定及び許可権限は大臣にあるため。また、県内において同法に基づく地域指定はなされていない。</p>	<p>・法制度全般を視野に入れた定義のため、このままとします。</p>
21	市町村	15	24, 25 行目	<p>「ハ 市街化区域とその他の森林地域とが重複する場合（新設）」 改正前は「都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める」としていたが、改正案では、防災機能や環境への配慮について言及されているものの、森林としての利用を優先（林業による利用か？）しつつ、都市利用を認めるとされている。</p> <p>P12の市街化区域の意見と同様に、本改正案では緑地や森林についても都市利用が優先されており、この内容ではグリーンインフラである貴重な緑地が喪失することにつながりかねないため、記述内容について検討する必要があるのではないかと考えます。</p>	<p>・今回の改正案では、宮城県国土利用計画（第六次）を踏まえ、「森林をできる限り維持」する方向に調整するよう変更しております。</p> <p>・緑地や森林について、都市利用を優先しているものではありません。</p> <p>「森林としての利用を優先」の部分についても、林業目的の利用のみを指すものではなく、緑地、森林を現況のまま保つことや、森林を維持していくために必要な伐採等の人為的な関与を加えることも含め、「利用」という表現としております。</p> <p>・また、前回までは都市利用を優先としておりましたが、今回の変更案では、「環境に対する影響」についても考慮する記載としており、緑地や森林の持つ効果等に配慮したものとなっております。</p>

No.	区分	ページ	行数	意見内容	修正内容
22	庁内	15, 20		<p>【意見内容】 市街化区域及び用途地域以外の都市地域とその他の森林地域とが重複する場合の調整指導方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前「森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認める。」 ・変更後「森林としての利用を優先するが、都市的な利用を認める。」 <p>上記変更内容について、調整指導方針としての具体的な違いを教えてください。「調整を図りながら」という文言が削除されており、都市計画上必要な住宅・商業・工業用地についても森林地域との調整ができず、市街化調整区域から市街化区域へ編入することができなくなるのであれば、変更前の方針とすべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「優先するが」の部分については、県国土利用計画（第六次）を受け、「森林を維持する」という県土利用上の基本的な姿勢を表現したものです。 ・区域指定の変更については、個別の法令により「公共の福祉の優先」を前提として運用等がなされており、重複時の調整指導方針を変更した場合でも、個別の法令等において適当と判断されたものに対して別の観点から規制等を行う趣旨ではなく、これまでの運用を妨げるものではありません。
23	庁内	15, 20		<p>【修正事項】 「ロ 用途地域とその他の森林地域とが重複する場合」と「ハ 市街化区域とその他の森林地域とが重複する場合」の調整指導方針について</p> <p>「ロ」の調整指導方針については、用途地域の区分に応じた土地利用を認めるとしているが、「ハ」の方針には用途地域の区分に応じた土地利用についての記載がありません。都市計画法上、市街化区域は市街化を図るべき区域として、併せて用途地域を指定しており、「ロ」における用途地域よりも、都市的土地利用を推進する地域であり、その区分に応じた土地利用を認めていくべき区域と考えます。 （参考1）調整指導方針の表は、順番として左から「市街化区域」、「用途地域（非線引き）」であり、矢印の種類は、市街化区域が「←（点線の矢印）」、用途地域（非線引き）は「⇐」が正しいです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいた御意見を基に、「市街化区域内の用途地域」と「市街化区域外の用途地域」と区分を修正し、対応したいと思います。 参考図についても、それぞれの内容に合うように修正します。
24	庁内	16, 20	(5)ハ 参考1	<p>【意見】 P16本文の内容と参考1の図との整合が一部合わない</p> <p>【詳細】 P16（5）ハ（その他農業地域とその他森林地域）について、森林利用を優先し、調整を図りながら、農業利用を認めるとあるが、一方、参考1の図は「⇐」とされており調整を求めている。いずれかの考え統一して、整合を図ってはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考図は分かりやすく単純化して表現していますが、重複状況それぞれの特徴を踏まえた方針を本文に記載しているので、このままとします。
25	市町村	全体	—	<p>「～とともに」と、～「と共に」が混在しているため、統一したほうがよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見のとおり修正します。
26	市町村	全体	—	<p>「活かす」、「活かした」を、「生かす」、「生かした」に修正してはどうか。（統一性がない。） 名詞としての「取り組み」を、「取組」に修正してはどうか。（統一性がない。） 「～にあたっては」を、「～に当たっては」に修正してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見のとおり修正します。